

申請取次研修会効果測定用設問集

【問題】

(令和2年1月)

【総論】

Q 1. 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 在留資格変更許可及び在留期間更新許可は、法務大臣の羈束行為である。
したがって、地方出入国在留管理局が求める提出資料を添付した申請が受付られれば、必ず申請が許可されることになる。
2. 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請などの在留審査手続の申請窓口は、地方出入国在留管理局である。他方、帰化許可申請については、国籍事務を行っている法務局・地方法務局が申請窓口となる。
3. 地方出入国在留管理局は国家組織なので、外国人の在留関係申請は、どの地方出入国在留管理局又はその支局・出張所にも申請することができる。
4. 在留期間更新許可申請後、審査結果が出るまでの間は、パスポート（旅券）を申請先の地方出入国在留管理局等が保管するので、当該外国人は出入国することができなくなる。

参照条文

- ・入管法第20条、第21条
- ・入管法施行規則第20条、第21条
- ・法務省設置法第4条

【総論】

Q 2. 次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 永住許可申請を行なった者は、永住許可申請の審査中に、現在保有する在留資格に係る在留期間の満了日が経過する場合であっても、当該在留資格に係る在留期間更新許可申請を行うことなく、永住許可申請の審査中は適法に在留を継続することができる。
2. 在留期間の満了日が地方出入国在留管理局の閉庁日（土日祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）にあたる場合、在留期間更新許可申請を当該閉庁日後の直近の開庁日（在留期間の満了日が土曜日である場合は、翌週の月曜日）に行えば、申請受付期間内の申請として受付される。
3. 30日以下の在留期間を決定されている者から申請があった場合を除き、現に有する在留資格の在留期間の満了日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請すれば、審査が終わらず申請に対する処分が在留期間の満了日までになされないときであっても、当該外国人は、その在留期間の満了日後も、不法残留となることなく、処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から2ヶ月を経過する日が終了する時のいずれか早い時まで、引き続き申請時の在留資格をもって本邦に適法に在留することができる。
4. 日本人と婚姻し、在留資格「日本人の配偶者等」を付与されていた者が再入国の許可を受けて出国中に日本人である配偶者と離婚した。離婚した以上、「日本人の配偶者等」の在留資格該当性は失われるが、当該再入国の許可によって本邦に上陸することができる。

参照条文

- ・入管法第7条第1項柱書き
- ・入管法第20条第6項、第21条第4項

【総論】

Q 3. 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 入管法は、外国人の出入国の管理を規律する法律なので、日本人の出入国については対象としていない。
2. 外国人（乗員を除く）が、本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする場合、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。
3. 不法入国者、不法上陸者及び不法就労助長者の処罰規定は入管法にあるが、出入国在留管理庁長官の資格外活動の許可を受けることなく、在留資格外の活動として就労活動を専ら行っていると明らかに認められる者の処罰規定は刑法にある。
4. 難民認定の手続きは、入管法ではなく、直接難民条約に基づいて行われる。

参照条文

- ・入管法第1条
- ・入管法第25条第1項第2項
- ・入管法第60条、第61条
- ・入管法第7章の2
- ・入管法第70条

【総論】

Q 4. 次のうち正しいものを一つ選びなさい。

1. 入管法別表第二の上欄の在留資格をもって在留する外国人、すなわち「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」などの在留資格をもって在留する外国人は、その身分又は地位を有する者としての固有の活動に加え、就労活動に従事することができる。
2. 日本の国籍と外国の国籍を保有する重国籍者は、入管法上「外国人」となる。
3. 我が国の物価が諸外国に比べて高価であることに鑑み、在留資格「留学」で在留する留学生は、1週間28時間以内であれば入管法上何らの手続きを採ることなくアルバイトを行なうことができる。
4. 外国人は、出入国在留管理庁長官より自らが行なうことができる就労活動が明示された「就労資格証明書」の交付を受けることができる。外国人はその交付を受けていないと就労活動を行なうことができない。

参照条文

- ・入管法別表第二
- ・入管法第2条第2号
- ・入管法第19条第1項
- ・入管法施行規則第19条第5項第1号
- ・入管法第19条の2

【上陸拒否事由】

Q 5. 入管法第5条の「上陸拒否事由」に該当する外国人について正しいものを一つ選びなさい。

1. 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、1年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者であっても、執行猶予の言渡しを受けた者は「上陸拒否事由」に該当する外国人とはならない。
2. 外国において覚せい剤の所持・使用で罰せられ刑に処せられた者でも、本邦の覚せい剤取締りに関する法律により刑に処せられていなければ、「上陸拒否事由」に該当する外国人とはならない。
3. 過去に売春を斡旋したことのある者でも、一定期間の経過により「上陸拒否事由」に該当する外国人とはならなくなる。
4. 入管法第5条の「上陸拒否事由」に該当する外国人であっても、法務大臣による上陸特別許可（入管法第12条）によらず、入国審査官による上陸許可により上陸できる場合がある。

参照条文

- ・入管法第5条、第5条の2、第7条第1項第4号

【査証】

Q 6. 我が国の「査証」に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 我が国の査証は、外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官が発給するほか、日本国内の地方出入国在留管理局長も発給することができる。
2. 査証は、日本国の入国許可証であり、旅券に査証の発給を受けている者は、上陸を拒否されることはない。
3. すべての外国人は、本邦にて、在留資格「短期滞在」に該当する活動に従事する場合には、旅券に査証の発給を受けている必要はない。
4. 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。）は、原則として、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。例外として、再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）を受けている者は、本邦に上陸するにあたりその旅券に日本国領事官等の査証を受けておく必要はない。

参照条文

- ・入管法第6条第1項
- ・入管法第7条第1項第1号

【入国審査官の上陸審査】

Q 7. 外国人が本邦へ上陸するためには、再入国の許可を受けている者及び難民旅行証明書を所持している者を除き、入管法第7条第1項が規定する上陸のための条件をすべて満たさなければならない。入管法第7条第1項が規定する「上陸のための条件」として誤っているものを一つ選びなさい。

1. その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。
2. 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものではないこと。
3. 上陸の拒否の特例（入管法第5条の2）の適用を受ける場合を除き、当該外国人が入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
4. 入管法別表第一の下欄に掲げる活動又は入管法別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、在留資格「日本人の配偶者等」や「永住者」に該当する者など、入管法別表第二に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行おうとする者については、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準（一般に上陸許可基準とされています。）に適合すること。

参照条文

- ・入管法第7条第1項

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性】

Q 8. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動は、入管法別表において以下のとおり記載されている。この点に関する以下の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

1. 大学において日本語を専攻した者が母国語と日本語の通訳・翻訳業務に従事する場合は、「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」（国際業務）ではなく、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う」「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」（人文知識）として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性を有することになる。
2. アメリカ企業に1年以上勤務する従業員が、そのアメリカ企業の日本子会社に期間を定めて転勤し、転勤期間中は日本子会社との労働契約に基づき本邦で通訳・翻訳業務に従事することになった。この場合、在留資格「企業内転勤」のみならず、在留資格「技術・人文知識・国際業務」にも該当する場合がある。
3. 会計学を専攻して大学を卒業し、会計学の分野に属する知識を有する者が、主に当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に従事するエンジニアとして活動する場合は、「理学、工学その他の自然科学の分野」（技術）ではなく、「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野」（人文知識）に属する技術若しくは知識を要する業務に従事する者として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性を有することになる。
4. 「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」（国際業務）とは、いわゆる外国人特有の感性、すなわち、外国に特有な文化に根差す一般の日本人が有しない思考方法や感受性を必要とする業務を意味する。また、外国の社会、歴史、伝統の中で培われた発想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものでなければならない。

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」の上陸許可基準】

Q 9. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準（上陸許可基準）に適合することが必要である（入管法第7条第1項第2号）。在留資格「技術・人文知識・国際業務」の上陸許可基準について誤っているものを一つ選びなさい。

1. 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、原則として、従事しようとする業務について、必要な技術又は知識を大学や専修学校の専門課程（専門士が付与される場合）によって修得していること、すわわち、『従事しようとする業務と専攻科目との関連性』が必要である。この点、大学における専攻科目と大学卒業者が従事しようとする業務との関連性については、専修学校の専門課程の卒業生より比較的緩やかに判断されている。
2. 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事することが必要で、かつ、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要であるが、大学を卒業した者の場合、これらの実務経験は不要である。
3. 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合であれ、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合であれ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要である。
4. 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、原則として、従事しようとする業務について、必要な技術又は知識を大学や専修学校の専門課程（専門士の称号を受ける場合のみ）、又は10年以上の実務経験によって修得していることが必要である。この点、大学を卒業した場合のみならず、これと同等以上の教育を受けた場合も、この要件を満たす。

参照条文

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）

【在留資格認定証明書の交付申請における代理人】

Q10. 次の選択肢のうち、在留資格認定証明書の交付申請を代理人として申請できない者はどれか。

1. 本邦で会社の経営に従事する活動を行う目的で、在留資格「経営・管理」を希望する場合、その者が経営を行う事業の本邦事業所の職員
2. 本邦で外国料理の調理に従事する活動を行う目的で、在留資格「技能」を希望する場合、その者と契約を結んだ本邦の機関（その者と雇用契約を結んだレストランの経営会社など）の職員
3. 行政書士で所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの
4. 日本人と結婚した外国人が日本人配偶者と暮らす目的で、在留資格「日本人の配偶者等」を希望する場合、日本に住んでいるその者の兄弟など本邦に居住するその者の親族

参照条文

- ・入管法第7条の2
- ・入管法施行規則第6条の2第3項、同施行規則別表第4
- ・入管法施行規則第6条の2第4項第2号

【資格外活動許可】

Q 1 1. 資格外活動許可に関する次の記述うち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 入管法別表第1の3の表（文化活動、短期滞在）及び4の表（留学、研修、家族滞在）の上欄の在留資格をもって在留する者は、同法第19条第2項の資格外活動許可を受けて行う場合を除き、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。）を受ける活動を行うことはできない。
2. 入管法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者は、同法第19条第2項の資格外活動許可を受けることなく、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することができる。
3. 「留学」の在留資格をもって在留する者で大学において教育を受けるものが、当該大学との契約に基づいて、教育又は研究を補助する活動に従事して報酬を受ける場合、入管法第19条第2項の資格外活動許可は不要である。
4. 企業にてソフトウェアの開発活動に従事している「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する者が、大学で週1回ほどプログラミングに関する講義を行い報酬を受ける場合は、講義内容がソフトウェアの開発活動に関連性を有するので、入管法第19条第2項の資格外活動許可は不要である。

参照条文

- ・入管法第19条、別表第1及び第2
- ・入管法施行規則第19条、第19条の3

【資格外活動許可】

Q 1 2. 資格外活動許可（入管法第 1 9 条第 2 項）の対象とはならない在留資格はどれか。

1. 公用
2. 永住者の配偶者等
3. 経営・管理
4. 家族滞在

参照条文

- ・入管法第 1 9 条第 2 項、入管法別表第一及び第二、入管法施行規則第 1 9 条

【資格外活動許可】

Q 1 3. 以下の場合のうち、資格外活動許可が不要なものの一つを選びなさい。

1. 甲は、週に5日ほど語学教師の派遣会社Aから企業に英語教師として派遣され、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を付与されている。この度、甲は、週に5日の企業における英語教師に加えて、週に1日ほど公立小学校に派遣されて英語教師として働くことになった場合
2. IT技術者として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付与され、ソフトウェアの開発に従事する者が、報酬を得て、夜間、大学にてコンピュータソフト開発に関する講義をする活動を行う場合
3. 在留資格「経営・管理」を付与され、貿易会社の経営活動に従事し、経営コンサルタントなどとして講師業を業務としていない者が、地元の商工会議所が開催する経営セミナーにて、謝金を得て講師を務める場合
4. 経営者甲の配偶者で、在留資格「家族滞在」を付与されている者が、甲が経営する会社で報酬を得て週に3日、1日5時間程度、簡単な帳簿整理に従事する場合

参照条文

- ・入管法第19条第1項
- ・入管法別表第一の「教授」「経営・管理」「教育」「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄

【資格外活動許可】

Q14. 下記の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 「留学」の在留資格をもって在留する者から、留学中の学費その他の必要経費を補う目的のアルバイト活動のため、在留期間中の包括許可について資格外活動の許可の申請があった場合、①申請人が申請に係る活動に従事することにより現に有する在留活動に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと、②現に有する在留資格に係る活動を維持していること、③申請に係る活動が法令に違反すると認められる活動、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等が営まれている営業所において行う活動、無店舗型性風俗特殊営業等に従事して行う活動などに当たらないこと、④収容令書の発付を受けていないこと、のいずれの条件にも適合するときは、1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について一律かつ包括的に在留期間内の資格外活動が許可される。
2. 1. の「1週について28時間以内」とは、1週間の平均アルバイト時間が28時間以内という意味であるので、今週のアルバイト時間がたとえ40時間であっても、翌週のアルバイト時間が10時間などの場合は、「1週について28時間以内」との条件に抵触しない。
3. 「留学」の在留資格をもって在留する者が、資格外活動の許可を受けている場合、就労資格証明書（入管法第19条の2）の交付を受けることができる。
4. 大学在学中に資格外活動の許可を受けた「留学」の在留資格をもって在留する者は、大学を卒業してしまうと「留学」の在留資格に係る在留期間が満了するまで時間があっても、当該資格外活動の許可をもってアルバイト活動を行うことはできない。

参照条文

- ・入管法第19条
- ・入管法第19条の2
- ・入管法施行規則第19条第5項第1号

【在留カードの交付対象者】

Q15. 次のうち中長期在留者に該当し、「在留カード」が交付される者の一つを選びなさい。

1. 「短期滞在」の在留資格が決定された者
2. 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
3. 「6月」の在留期間が決定された者（「特定活動」の在留資格を決定された者であって、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたものを除く。）
4. 特別永住者

参照条文

- ・入管法第19条の3
- ・入管特例法（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）第7条
- ・入管法施行規則第19条の5

【住所地の変更届出、在留カードの再交付、所属機関等に関する届出、本人の出頭義務と代理人による届出等】

Q16. 中長期在留者（入管法第19条の3）は、在留期間中、一定の事項に変更があった場合、出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。この変更届出につき、正しいものを一つ選びなさい。

1. 中長期在留者が、住居地を変更した場合、その変更後14日以内に地方出入国在留管理局にて変更届出を行わなければならない。
2. 在留カードを紛失したり盗難に遭うなどして、その再交付が必要となった場合、在留カードの再交付申請は、居住地の市区町村役場で行う。
3. 日本人の配偶者で、「日本人の配偶者等」の在留資格で在留する外国人が、その日本人の配偶者と離婚又は死別した場合、離別又は死別の日から14日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、その旨を届け出なければならない。
4. 中長期在留者は、16歳に満たない者を除き、在留カードを常に携帯していなければならないので（入管法第23条第2項第5項）、行政書士がその者の在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請を取り次ぐ場合は、その者より在留カードの原本を預かることはできず、在留カードのコピーを申請の際、地方出入国在留管理局の申請窓口へ提示することになる。

参照条文

- ・入管法第19条の9
- ・入管法第19条の12第1項、入管法施行規則第19条の11
- ・入管法第19条の16
- ・入管法第23条第2項
- ・入管法施行規則第20条第4項第1号、第21条第4項
- ・入管法第61条の9の3第4項
- ・入管法施行規則第59条の6第3項第1号

【在留資格の取消し】

Q 1 7. 在留資格の取消し事由に当たらないものを一つ選びなさい。

1. 不正な手段により在留特別許可を受けたこと。
2. 虚偽の住居地を届け出たこと。
3. 上陸許可時、新たに中長期在留者となった者が、当該上陸許可の証印を受けた日から90日以内に住居地の届出をしないこと。
4. 「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で、日本人若しくは永住者の配偶者として在留する者が、配偶者の身分を有する者としての活動を正当な理由なく4月行わないで在留すること。

参照条文

- ・入管法第22条の4

【再入国の許可】

Q18. 再入国の許可に関し、正しいものを一つ選びなさい。

1. 有効な旅券及び在留カードを所持する永住者が出国する場合、出国の日から1年以内に再び本邦にて永住者としての活動を継続するために再入国を希望するときは、たとえ出国前に地方出入国在留管理局にて再入国許可申請を行い、再入国許可の付与を受けていなくても、出国時に空港で入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国することにより、再入国後も従前どおり永住者としての活動を継続することができる。
2. 有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者が出国する場合、出国の日から3年以内に再び本邦にて特別永住者としての活動を継続するために再入国を希望するときは、出国前に地方出入国在留管理局にて再入国許可申請を行い、再入国許可の付与を受けていなくても、出国時に空港で入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国することにより、再入国後も従前どおり永住者としての活動を継続することができる。
3. 特別永住者の再入国の許可の有効期間の上限は5年である。
4. みなし再入国許可で出国し、やむを得ない事情で出国後1年以内に本邦に戻れない場合は、在留期間が残っている場合に限ってのみ在外日本公館で再入国許可の有効期間の延長を行うことができる。

参照条文

- ・入管法第26条、第26条の2
- ・入管特例法（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）第23条

【再入国の許可】

Q 1 9. 再入国の許可（入管法第 2 6 条）およびみなし再入国許可（入管法第 2 6 条の 2）に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 本邦に在留資格「永住者」をもって在留する外国人で、有効な旅券及び在留カードを所持するものが出国する場合、出国の日から 1 年以内に再入国することを希望するときは、出国前に地方出入国在留管理局にて再入国許可申請を行い、再入国許可（入管法第 2 6 条）を取得していなくても、出国時に空港で入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国することにより、再入国後も従前どおり永住者としての活動を継続することができる。
2. 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者は、みなし再入国許可の対象とならないので、再入国を希望して出国する場合は、通常再入国許可（入管法第 2 6 条）を取得する必要がある。
3. 入管法第 2 6 条が規定する再入国の許可の有効期間の上限は 5 年である。
4. みなし再入国許可（入管法第 2 6 条の 2）で出国し、やむを得ない事情で出国後 1 年以内に本邦に戻れない場合は、在留期間が残っている場合に限り、のみ在外日本公館でみなし再入国許可の有効期間の延長を行うことができる。

参照条文

- ・入管法第 2 6 条、第 2 6 条の 2
- ・入管法施行規則第 2 9 条の 2
- ・入管法施行規則第 2 9 条の 4

【在留資格「高度専門職」の優遇制度】

Q20. 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度に関し、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 在留歴に係る永住許可要件の緩和
2. 一定の条件の下での高度人材の親の帯同の許容
3. 一定の条件の下での家事使用人の帯同の許容
4. 帰化許可要件の緩和

参照条文等

- ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）
（最近の改正 平成二十八年一月二十二日法務省告示第四十八号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）
（最近の改正平成二十八年一月二十二日 法務省告示第四十九号）

【在留資格「経営・管理」に係わる上陸基準省令】

Q 2 1. 在留資格「経営・管理」に係る上陸許可基準（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令）に関する下記記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在することが必要であるが、当該事業が開始されていない場合は、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていれば足りる。
2. 申請に係る事業の規模が一定水準以上のものであることが求められるが、その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものでなくても、資本金の額又は出資の総額が500万円以上であれば、この要件を満たす。
3. 申請に係る事業の規模は、一定水準以上のものであることが求められるが、資本金の額又は出資の総額が500万円以上でなくても、その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員が従事して営まれるものであれば、事業規模の要件を満たす場合がある。この点、「2人以上の常勤の職員」が外国人である場合は、その在留資格が「技術・人文知識・国際業務」であるときは、この要件を満たさない。
4. 申請人が事業の経営に従事しようとする場合、事業の経営について3年以上の経験（大学院において経営に係る科目を専攻した期間を含む。）を有していることが必要である。

参照条文

・在留資格「経営・管理」に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（上陸基準省令）

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸基準省令】

Q 2 2. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令）に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 申請人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業するなどして、これに必要な技術又は知識を修得している必要がある。
2. 申請人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、これに必要な技術又は知識を修得している必要がある。この点、当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業していなくても、当該知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）していれば足りる。
3. 申請人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、これに必要な技術又は知識を修得している必要があるが、当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業していなくても、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有していれば足りる。
4. 申請人が、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事するときを除き、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要となる。

参照条文

- ・入管法第7条第1項第2号、同法別表第1の2
- ・入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令（法別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動に係る部分）

【本邦の公私の機関との契約】

Q 2 3. 「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の在留資格においては、「企業内転勤」の在留資格などと異なり、外国人本人の活動が「本邦の公私の機関との契約」に基づいて行われることが求められている（入管法別表第一参照）。この点に関して述べた以下の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 在留資格「企業内転勤」は、「本邦の公私の機関との契約」がその要件とはなっていないので、例えば、アメリカ企業の日本子会社で活動しようとする者が、「本邦の公私の機関」である当該日本子会社との間で労働契約を締結することなく、派遣元のアメリカ企業との労働契約に基づいて本邦で活動する場合も該当する。
2. 「契約」には、雇用契約のほか、委任契約、請負契約なども含まれるが、特定の機関（複数でもよい。）との継続的なものでなければならない。
3. 外国企業の日本駐在員事務所にて、大学を卒業したばかりの者を採用し翻訳・通訳業務に従事させる場合も在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する場合がある。
4. 「本邦の公私の機関」には法人のみが該当し、個人事業主は該当しない。よって、行政書士法人ではなく個人事業主である行政書士に雇用されて、行政書士事務所にて翻訳・通訳に従事する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しない。

参照条文

・「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」「技能」に係る入管法別表

【在留資格「企業内転勤」】

Q 2 4. 在留資格「企業内転勤」に関する以下の記述のうち正しいものを一つ選びなさい。

1. 在留資格「企業内転勤」に係る上陸許可基準に適合するには、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、入管法別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間が継続して1年以上あることが必要である。この点、直前の1年以内に、外国の事業所から本邦の事業所に転勤し、「企業内転勤」の在留資格で、当該業務に従事していた期間がある場合には、その期間を含めることができる。
2. 海外の親会社から日本の子会社に転勤する場合、申請人が日本の子会社との間で新たな雇用契約等の契約を締結し、その契約に基づいて本邦で活動することが必要である。
3. 海外の親会社から日本の子会社に転勤し、「企業内転勤」の在留資格で在留する場合、海外の親会社から給与の支払いを受けることはできない。
4. 「企業内転勤」の在留資格で甲社にてソフトウェアの開発活動に従事するAが、同じくソフトウェアの開発活動に従事するため、甲社（甲社の親会社、子会社など甲社と資本関係のある会社を含む。）と全く資本関係がなく、関連会社とも言えない、ライバル企業の乙社に転職した。この場合、Aは、引き続き在留資格「企業内転勤」で乙社においてソフトウェアの開発活動に従事することができる。

参照条文

- ・入管法別表第1の2
- ・入管法第7条第1項第2号の基準（上陸許可基準）を定める省令

【在留資格「企業内転勤」の対象となる転勤】

Q 2 5. 在留資格「企業内転勤」の対象となり得る「転勤」について述べた下記の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 海外本店から支店登記されていない日本駐在員事務所への転勤は、同一会社内の転勤であるが、「企業内転勤」の対象とならない。
2. 海外親会社から日本子会社への転勤は、同一会社内の転勤ではないが、系列企業内の転勤として在留資格「企業内転勤」の対象となる。
3. 海外企業A社は、日本企業B社の株主総会における議決権を25%保有している。この場合、A社からB社への転勤は「企業内転勤」の対象となる。
4. 海外本店から日本支店への転勤は、同一会社内の転勤として「企業内転勤」の対象となる。

参照条文

入管法別表第1の2の「企業内転勤」の項の下欄

【「技術・人文知識・国際業務」と「企業内転勤」】

Q 2 6. 次のケースについて言及した記述のうち、誤っているもの一つ選びなさい。

①アメリカ企業 A の従業員甲が、その子会社である日本企業 B に派遣され、海外取引業務に従事する場合

②アメリカ企業 A の従業員甲が、その日本支店 C に派遣されて海外取引業務に従事する場合

①の場合

アメリカ企業 A
↓
従業員甲
↓
日本企業 B

②の場合

アメリカ企業 A
↓
従業員甲
↓
日本支店 C

1. ①の場合、従業員甲は、アメリカ企業 A との労働契約に基づいて日本企業 B にて海外取引業務に従事するときは、在留資格「企業内転勤」に該当する可能性がある。
2. ①の場合、従業員甲は、アメリカ企業 A との労働契約に基づいて日本企業 B にて海外取引業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する可能性がある。
3. ②の場合、従業員甲は、アメリカ企業 A との労働契約に基づいて日本支店 C にて海外取引業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する可能性がある。
4. ②の場合、従業員甲は、アメリカ企業 A との労働契約に基づいて日本支店 C にて海外取引業務に従事するときは、在留資格「企業内転勤」に該当する可能性がある。

【在留資格「技能」に係わる上陸許可基準】

Q 2 7. 在留資格「技能」の上陸許可基準に適合しない者の一つ選びなさい。

1. 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、当該技能について10年以上の実務経験を有し、かつ日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける者
2. 外国に特有の建築又は土木に係る技能について10年以上の実務経験を有する者で、当該技能を要する業務に従事し、かつ日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける者
3. 宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について10年以上の実務経験を有する者で、当該技能を要する業務に従事し、かつ日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける者
4. ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能について3年の実務経験を有する者で、国際ソムリエコンクールにおいて優秀な成績を収めたことがあり、かつ日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける者

参照条文

- ・ 出入国管理および難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(上陸許可基準)
- ・ 入管法第7条、別表第1の2

【在留資格「家族滞在」の該当性】

Q 28. 次の活動のうち、在留資格「家族滞在」に該当しないものを一つ選びなさい。

1. 「経営・管理」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける特別養子として行う日常的な活動。
2. 「研究」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける認知された非嫡出子として行う日常的な活動。
3. 「技能」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者として行う日常的な活動。
4. 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する者の扶養を受けるその母として行う日常的な活動。

参照条文

- ・入管法別表第1の4（在留資格「家族滞在」に係る部分）

【在留資格「永住者」の要件】

Q 2 9. 永住許可は、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り」許可することができる（入管法第22条第2項）。この「法務大臣が日本国の利益に合すると認めたととき」との要件は、入管実務上、国益要件と呼ばれ、この要件が満たされるには、①長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められること（本邦在留要件）、②現に有している在留資格について、入管法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること（当面、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととされている。）のいずれも必要とされる。この点、①の本邦在留要件に関する下記の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 引き続き10年以上本邦に在留している場合、在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」に在留資格が変更されてから3年経過していれば、①の要件は満たされる。
2. 在留資格「定住者」で本邦に在留している場合、引き続き5年以上本邦に在留していれば、①の要件は満たされる。
3. 外国人Aは、かつて日本の大学で勉強するため4年間在留資格「留学」で本邦に在留したことがある。Aは、日本の大学を卒業するとすぐ母国に帰国して就職した。帰国から6年後、Aは日本で就労するため再び来日し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で再来日から引き続き6年以上本邦に在留している。この場合、留学生の頃の4年間と合わせて、通算10年以上本邦に在留していることになるので、①の要件は満たされる。
4. 日本人の配偶者である場合、実体を伴った婚姻が1年以上継続し、かつ、引き続き3年以上本邦に在留していれば、①の要件は満たされる。

参照条文

- ・入管法第22条第1項

【在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」】

Q30. 下記の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 日本人の子として出生した者であっても、親である日本人の扶養を受けない場合には、在留資格「日本人の配偶者等」に該当しない。
2. 在留資格「永住者の配偶者等」には、在留資格「永住者」をもって在留する者の配偶者のみならず特別永住者の配偶者としての活動も該当する。
3. 日本人の子として出生した者であれば、本邦で出生しても、本邦外で出生しても在留資格「日本人の配偶者等」に該当するが、在留資格「永住者」をもって在留するものの子として出生した者の場合は、本邦外で出生したときは、在留資格「永住者の配偶者等」には該当しない。
4. 外国人Aの父が日本国籍を取得した場合、Aがその父の未成年かつ未婚の実子であって、その父の扶養を受けて生活するときは、在留資格「定住者」に該当する。

参照条文

- ・入管法別表第二
- ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）

【定住者告示】

Q 3 1. 次のうち、定住者告示（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号））に該当しないものはどれか。

1. 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者で、日本人の子として出生したものの配偶者。
2. 「永住者」の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子。
3. 日本人の扶養を受けて生活する、この者の8歳の養子。
4. 1年以上の在留期間を指定されている「定住者」の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて生活する、この者の6歳未満の養子。

参照条文

- ・入管法別表第2
- ・定住者告示（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号））

【在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、親の呼寄せ】

Q32. 次の中から正しいものを一つ選びなさい。

1. 海外で日本人と婚姻し、安定的な婚姻生活を3年以上営んでいた場合は、上陸許可と同時に「永住者」の在留資格が付与されることがある。
2. 婚姻破綻の原因が日本人配偶者（日本人である配偶者）にあったとしても、夫婦の一方又は双方が永続的な精神的及び肉体的結合を目的とする真摯な意思を確定的に喪失するとともに、夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり、その回復の見込みが全くない状態に至ったときなど婚姻関係が社会生活上の実質的基礎を失っている場合は、未だ法的に離婚が成立していないときでも、外国人配偶者の活動は在留資格「日本人の配偶者等」に該当しなくなる。
3. 日本人と婚姻し、在留資格「日本人の配偶者等」で在留していた者の日本人配偶者（日本人である配偶者）が交通事故により死亡した場合、当該外国人は、日本人の配偶者としての地位を失う。よって、交通事故による死別を理由に「日本人の配偶者等」の在留資格が直ちに取消されることになる。
4. 日本人夫と婚姻し、在留資格「永住者」で在留する外国人妻が本国にいる年老いた実母を呼び寄せ、その世話をしながら一緒に暮らしたい場合、その実母の在留資格は「家族滞在」である。

【子の在留資格】

Q 3 3. 次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。なお、上陸拒否事由（入管法第5条）は考慮しないものとする。

1. 日本人A（出生の時点で母親は日本人）は、30歳の頃自己の志望によってアメリカの国籍を取得し、その後アメリカで生活していたが、60歳になり今後は日本でずっと生活することを希望している。Aは、在留資格「日本人の配偶者等」の対象とならない。
2. 中国人Aの出生時、その父親甲と母親乙は中国国籍であったが、Aが18歳の頃、Aを除く甲と乙はともに帰化申請を行い日本国籍を取得した。親が日本人になったので、Aは「日本人の子」ということになるが、在留資格「日本人の配偶者等」の対象とはならない。
3. 「永住者」の在留資格を有する韓国人Aは、韓国に帰国して甲を出産した。甲は、永住者の子として出生したが、在留資格「永住者の配偶者等」の対象とならない。
4. 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の養子は、在留資格「家族滞在」の対象となる。

参照条文

入管法別表第2の「日本人の配偶者等」に係わる部分

入管法別表第2の「永住者の配偶者等」に係わる部分

入管法別表第1の4「家族滞在」に係わる部分

【在留資格の取得】

Q 3 4. 下記の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から60日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。
2. 日米地位協定第1条に定める合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族で、同協定に定める地位又は身分を失った後も本邦での在留を希望するものも、「出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人」として、入管法第22条の2第1項に基づき、生じた日から60日に限り在留資格を有することなく本邦に在留することができる。
3. 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人で60日を超えて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から60日以内に、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。
4. 在留資格の取得の申請として、永住者の在留資格の取得の申請も可能である。

参照条文

入管法第22条の2第1項第2項第4項

【混合】

Q 3 5. 下記の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. A社との契約に基づいてソフトウェアの開発業務に従事するとして、在留資格「高度専門職」を付与された甲が、B社に転職して引き続きソフトウェアの開発業務に従事することになった（B社に転職後も、報酬額などからして「高度専門職1号口」の要件を満たすものとする）。この場合、在留資格「高度専門職」から「高度専門職」への変更許可申請が必要となる。
2. 中国国籍から帰化した日本人甲は、中国から高齢の母親を呼び寄せ日本と一緒に暮らしている。甲の母親の在留資格は、「特定活動（子の扶養を受ける活動）」で、指定書には「本邦に居住する日本人甲と同居し、かつ、当該日本人甲の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」と記載されている。甲は二人兄弟で、弟の乙も兄の甲と同じく日本に帰化しており日本で生活している。甲は今後妻の父親の面倒を見ることになったので、甲の母親は、今後弟の乙と同居し、その扶養を受けることにした。この場合、在留資格「特定活動」から「特定活動」への変更許可申請が必要となる。
3. 大学で日本語を専攻した甲が、翻訳・通訳業務に従事する場合、「国際業務」ではなく「人文知識」として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」が付与される。
4. 日本のC大学に留学し経済学を専攻した甲は、無事C大学を卒業し、貿易会社に就職した。その際、貿易会社で日本語と母国語の通訳・翻訳に従事するとして、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更が許可された。その後10年ほど経過し、甲の努力の甲斐もあって年収も大幅に増え、在留資格「高度専門職」に係わるポイント計算において、「高度専門職」の条件の一つである70ポイント以上となった。この場合、「技術・人文知識・国際業務」から「高度専門職1号口」への在留資格変更が認められることがある。

以上